

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八―一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年七月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則八―一二―一八

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
第三十七条（略） （併任の解除及び終了）	第三十七条（略） （併任の解除及び終了）

<p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合において は、併任は、当然終了するものとする。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>十二〇十四 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合において は、併任は、当然終了するものとする。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 職員が令和三年オリンピック・パラリン ピック特措法第十七条第一項の規定により派 遣された場合</p> <p>十三〇十五 (略)</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。